



事務所だより

Vol.37

WINTER
2014

編集・発行：山口健一法律事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14番6号センチュリー西天満ビル9階
TEL 06-6361-3234 FAX 06-6361-0096 E-mail office @ yamaguchi-law.jp (2014年1月1日発行)

二〇一四年 一月一日



大阪市中央公会堂前

弁護士 山口健一
弁護士 東尚吾
弁護士 藤原智絵
弁護士 枝川直美

事務所 同
支店 同

新年あけまして おめでとうございます

お健やかに新たな年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

特定の政党、権力者が政治のすべての実権を握ったとき、その国の政治はどうなっていくのか、戦前の日本の姿を思い出すだけで十分です。

あれほどの多くの国民が、原発はいらない、自然エネルギーに転換すべきだと反対した原発再稼働が着々と進められています。

憲法9条の解釈を変える、集団的自衛権の行使、憲法改正、教科書の国定化、核兵器をもたず、つくらず、もちこませずという非核3原則の見直し。

そんな動きは、この国の将来に暗い影をなげかけています。

そして、特定秘密保護法です。何が「秘密」であるかは権力者が決める、何が「秘密」かは「秘密」だと言うのです。この法律に違反した場合は、公務員だけでなく、すべての国民が、国会議員ですらその対象となり処罰されます。

原発事故が起こっても、原発の構造も、事故の原因も「秘密」。誰も情報を得ることができない、知ろうとするだけで処罰される。

戦前の治安維持法^下のような息の詰まる社会を、わたしたちは決して望んでいません。

【日本国憲法第13条】

すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

可視化があぶない

弁護士 山口 健一

厚生労働省の村木厚子さんが、全く無実の罪で逮捕起訴され、無罪判決が出されてからもう3年あまりが経過します。(2010年9月6日判決)

その直後、捜査のあり方に対し批判が高まるともに、大阪地検特捜部の検事による証拠の改ざんが明るみになりました。

この事件を受けて発足した「検察の在り方検討会議」は、2011年3月提言を発表。その中で「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を抜本的に見直し、制度としての取調の可視化を含む新たな刑事司法制度を構築する」と述べていました。

多くの人達は、これで捜査のやり方が大きく変わり、取調べの様子のすべてを録音・録画する「取調べの可視化」の実現も目前だと期待しました。

提言を受けて、2011年6月、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会が設置され、ここで取調べの可視化も議論されることになりました。

可視化の議論の後退

しかし、現在の特別部会では、可視化をどこまでやるかについて、制限する考え方が主流になろうとしています。

具体的には、対象事件を裁判員裁判に限定しようとする考え方です。これでは村木事件ですら対象になりません。その上多くの例外規定を作ろうとしています。例えば 加害行為等のおそれ、被疑者関係者の名誉・利益等を著しく害するおそれ、関係者の心情・名誉・利益等が著しく害されるおそれ、捜査上の秘密が害されるおそれ、十分な取り調べをする

事ができないおそれ等々。

しかもこのおそれを、判断するのは、第一義的には取調官ということになります。

そうすると、警察官や検察官が、このようなおそれを理由に録音録画をしないことになるのは明らかです。

さらに、裁判員対象事件を対象にするという考え方も外して、対象範囲をすべて取調官の裁量にゆだねるという案すら浮上しています。

これでは、「捜査機関を監視し、自白の強要を防止する」という可視化の本来の目的から完全に逸脱するばかりか、かえって捜査機関の違法捜査を助長するものになりかねません。「泥棒に泥棒の取り締まりをさせる」等と批判されるゆえんです。

今後の捜査方法のあり方について

そんな可視化の議論の後退の一方で、「可視化をすると取調べがやりにくくなる」という理由で、捜査の方法について大幅な変更を求める議論がなされています。

そのひとつが通信傍受の大幅な拡大です。これは特定の人同士の通信

内容を傍受し、捜査の資料とするというものです。今でも一定の薬物犯罪と銃器犯罪、集団密航犯罪、組織的殺人については、通信傍受がなされています。

これをもっといろんな犯罪に拡大していくというのです。最終的にはすべての犯罪に拡大される可能性ががあります。そもそも捜査が困難になるからという理由だったのに、可視化は大幅に縮小し、通信傍受の大幅な拡大では本末転倒です。

また、会話傍受についても提案がなされていますが、これは通信傍受以上にプライバシー侵害の危険性が高く、到底認められません。

今こそ、可視化を全事件、全過程で実現させ、冤罪を作らない制度を作るためのいっそうの取り組みが求められています。



子どものために会うつと「つと」

「紛争」としての面会交流に接して

弁護士 藤原 智絵

1. 愛情つてどこからくる？

今でも忘れられない哲学の授業があります。その日のテーマは、「愛すること」。先生は黒板に、注ぎ口と蛇口のついたタンクを描いてこう言いました。「僕は、人間の心は、こんなタンクだと思っている。タンクに何も入ってないと、蛇口をひねっても何も出ない。人間は生まれながら、両親から愛情を注いでもらい、初めて自分の心に愛情をためることが出来る。そして自分から蛇口をひねって、愛情を出すようになる。愛することは愛されてこそ可能になる。みんなはどう考える？」

2. 面会交流調停の実情

別居や離婚に際して生じる問題の一つに、同居をしない親と子どもとの面会交流があります。面会交

流をめぐる調停は、平成10年に全国で1696件でしたが、増加の一途をたどり、平成23年には8714件と5倍以上になりました。紛争の内容も、回数、交流時間、宿泊を伴うかどうか、祖父母との面会を認めるかどうかという交流内容の細部にわたり、紛争が深刻化しています。

特に、片親が突然子どもを連れて別居をしたケースでは、当事者の苦しい心理状況から話し合いが困難になる場合が多いです。同居をしていない親は、子どもと離別させられた哀しみだけでなく、同居をしている親に対する強い怒りを抱きます。同居をしている親は、同居をしない親への不信任から、連れ戻しへの不安を抱いたり、面会が自身の養育内容への干渉と受け取る傾向にあります。私も、近年このケースで、同居をしない親から面会交流を求

める案件を複数担当しています。

3. 紛争としての面会交流

では、面会交流が紛争化するときに、子どもはどう受け止めるのでしょうか。子どもは別居や離婚という大きな環境変化を受け、これまで経験したことのない不安定な心理状態になります。同居をしている親の気持ちに敏感に感じ取り、面会をすること自体に消極的になったり、同居をしていない親が自分をどう思っているのか不安になることもあります。驚くほど鋭く大人を観察し、健気なまでに気を遣い、自分の気持ちを押して殺してしまうことが多いことは想像に難くありません。

4. めざすべき面会交流とは

面会交流の意義、それは「子の利益」を最善にすることです。子どもが同居をしていない親からも大切に愛されているという体験を通じて自尊心を持ち、他者を尊重する気持ちや育む。その健全な成長を遂げられるよう両親で支えることです。

平成23年改正の民法766条1項には、面会交流は「子の利益を最も

優先して考慮しなければならない」と明記されました。現在の家庭裁判所でも、面会交流を禁止又は制限すべき事情がある場合を除き、面会交流を円滑かつ継続的に実施していくことが重要であるとの姿勢で積極的な対応がなされています。

子どものために会うということ。両親が子どものタンクにたくさん愛情を注いであげられるよう、これからも依頼者と一緒に、充実した面会交流の実現に向けて努力していきたいと思えます。



ご挨拶

枝川に引き続き、3月26日から7月1日まで出産のためにお休みをいただく予定です。みなさまには大変ご迷惑をおかけしますが、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

刑事弁護の実際

弁護士 東 尚吾

1. 刑事弁護活動のやりがいについて

弁護士業務において、刑事弁護事件は大変やりがいのある業務の一つです。

捜査機関から、あらぬ疑いをかけられたため無実を訴える弁護活動が重要であることは言うまでもありません。無実の罪で逮捕・勾留された案件もこれまで担当し、特に、裁判にさせない（起訴させない）ためにあらゆる手段を尽くし、結果、不起訴処分を勝ち取った案件などは、大変やりがいを感じるものです。

一方、事件の内容について争いがない事件（いわゆる自白事件）の弁護活動も重要です。「悪いことをやった人の弁護をなぜするの？」と尋ねられることがあります。しかし、そもそも「悪いこと」もさまざまです。なぜそのような事件を起こすことに

なってしまったのか、動機や背景を探り、その人が事件を繰り返さないための環境作りが重要です。被害者のいる事件では被害回復に向けての活動が必要ですし、時として、ご本人の反省を促したりすることもあります。ですから、事実と争いのない事件であったとしても、弁護人として活動すべきことは多くあります。

2. ある殺人未遂事件の話

(1) 捜査段階

昨年、女性（Aさん）が自宅にて、凶器を用い、夫である男性の頭部や顔面を殴打し、瀕死の怪我を負わせたとこの事件を担当しました。

弁護人就任後、さっそくAさんに面会に行きました。聞くと、事件前、夫婦の口論が絶えず夫による暴力もあり、夫に仕返しをしなければ殺される精神的に追い詰められた結

果、夜中夫が寝込んだすきに殴打したこと、当時は頭の中が真っ白になり殺そうなど思っていなかったと涙ながらに訴えていました。

殺人未遂罪は、起訴されれば裁判員裁判の対象事件となる重大犯罪の一つです。さまざまな角度から私はAさんに質問をぶつけ、最終的に「殺意」を争い殺人未遂罪の成立を争う弁護活動が始まりました。ただし、聞いている夫の怪我の状況は相当重く（当時は入院中）、仮に殺人未遂事件での起訴を免れ、傷害事件となった場合でも、刑務所への収容を命じる判決（いわゆる「実刑判決」）の可能性が高いと考えていました。

とにかく、私は、最終的な検察官の処分が下るまで、殺人未遂罪での起訴はさせまいとして、連日接見に赴き、取調べに慣れないAさんにアドバイスするとともに、Aさんを励まし続けました。検察官とも交渉を行い、「殺意」がないから殺人未遂罪の起訴は相当でないことを訴え、その結果、検察官は殺人未遂事件での起訴を見送り、傷害事件としての裁判が始まることになりました。

(2) 公判段階

第1のハードルはクリアし、傷害事件としての起訴となったものの、夫の怪我は深刻でした。証拠として提出された写真を見ると、夫の頭部や顔は、元々の状態が分からないくらい腫れ上がっており、一時生死をさまよっていたことも知りました（その後、夫は片目を失明したことが判明しました）。

夫と面会ができず夫の心境も分からない状況にありましたが、裁判では、複数の人物に今後の彼女の監督や協力をお願いし、裁判で証言してもらったことにしました。また、夫にはいつでも彼女の謝罪の気持ちを伝えられるよう手紙を書いてもらいました（彼女は字が書けず、私がひらがなの手本を示し、接見室内で時間をかけて手紙を作成してもらいました）。

公判直前、急遽、夫が退院したとの情報が入り、さっそく、彼女の手紙を添えて、夫に手紙を送り、直接お話したいと申し入れましたが、反応がなく、第1回公判期日を迎えました。



彼女は法廷で、これまでの生活は辛かったけれど、一生夫の面倒を見ていきたい、それが私の償いであると裁判官に涙ながらに訴えかけました。私は、彼女が今回の行為に及んだ経緯には夫の日常的な暴力があったこと、夫との話合いの余地があるなかで、彼女が刑務所に行くとなれば夫婦関係の修復の道は完全に断たれる、それだけは絶対に避けるべきと、裁判所に強く主張しました。

しかし、検察官は5年の懲役刑を求めました（法律上、執行猶予判決がつけられるのは懲役3年までです）。

第1回公判後、幸い夫と連絡がとれ、自宅で夫に会うことになりました。

た。当日会った夫は、私が証拠で見ていた姿からは想像できないくらいに回復し、頭部や顔の傷もほとんど分かりませんでした。私は、その回復ぶりに安堵しましたが、やはり片目は光をほとんど感じないとのことでした。夫婦のこれまでの話をする

と、夫は、声を詰まらせ、「これまでの夫婦関係でお互い改めるべきところを改めたい」と言い、妻には、「戻ってきてほしい」「辛い」と涙ながら私に言いました。夫は妻に自発的に面会に行き、妻の反省ぶりを直接目で確かめていました。私は長年連れ添った夫婦の絆のようなものを感じました。

夫が妻を許し、妻が戻ることを待っている以上、もはや刑務所への収容は絶対に避けるべきだと確信し、私は、裁判所に審理の再開を求め、夫の嘆願書を裁判所に提出しました。

(3) 判決言渡し

そして、判決言渡しの時がやってきました。

裁判官「判決を言い渡します。被告人を懲役3年の刑に処する...」

その言葉を聞いた瞬間、彼女は、実刑判決だと思い、ぐったり首をうなだれました。続けて：

裁判官「この判決が確定した日から5年間その執行を猶予する。」

彼女はゆっくり顔を上げました。そして、意味を理解した様子で、肩をふるわせて「ありがとうございませす。」と涙ながらに声をふりしほりました。

現在、この夫婦は何とか周囲の協力を得ながら頑張っているようです。

3. 最後に

一口に刑事事件と言っても、実に争いがなく「悪いこと」をした場合であっても、事件に至った経緯や背景などに応じて、求められる弁護活動はさまざまです。

今後、裁判員裁判を経験される方も増えてくると思います。刑事弁護の実際として、Aさんのご了解を得て、事件をご紹介します。公判の内外で奮闘する弁護人の活動の実際が少しでも伝われば幸いです。

あなたの周りに希少動物、いませんか？

近藤 裕子



42.195キロという距離は、言葉で言うほど単純なものではありません。人によっては、週日の仕事時間と同じ時間中走っているわけで、それを好き好んで1万円ほどのお金を払って参加するなんて、どう考えても「どM」な存在。そんな「どM」な人たち、フルマラソンを完走したことがある人は全人類のわずか1%なんだそうです。希少だと思いませんか？

走っている間には波があり、どこまでも走れるような気がしているときもあれば、「もう走りたくない」と苦しみや痛みとひたすら戦っているときもあります。楽あり苦あり、まさに人生の縮図。そんななかから得たたくさんのものが宝物として確かに希少動物たる私のなかに息づいています。VIVA、希少動物！

セクシャルハラスメント・パワーハラスメント に関する講演をしました

弁護士 枝川 直美

1. 講演をすることの意義

昨年9月、当事務所が顧問を務める法人において、管理職者約150名を対象に、セクシャルハラスメント（セクハラ）・パワーハラスメント（パワハラ）問題に関する講演を行いました。

セクハラ問題、パワハラ問題の相談を受けて常々感じていることは、就業規則にルールを設けても、職場に相談窓口を設けても、働く人、相談に対応する人の認識が不十分であればそれらの制度は機能しないとい



うこととです。

今回の講演が、セクハラ・パワハラに関する理解を深める機会となり、セクハラ・パワハラ問題の減少、早期発見の一助になればと思っております。

2. 講演の内容

(1) セクハラについて

セクハラとは、相手方の意に反する性的な言動によって、仕事上で一定の不利益を与えたり、その人の就業環境を悪化させることをいいます。

性的言動に対する受け止め方は、男女間や個人間で差があるため、どのような行為がセクハラに該当するかについて、明確な基準を設けることは困難です。判断にあたって大事なことは、自分だけの感覚に頼らず、相手から見てその行為がどう受け止められるのかを常に意識することです。

す。

また、セクハラ問題が発生した際の対応も重要です。職場では、依然として、セクハラ問題を単なる男女間のトラブルのようにとらえる傾向があります。しかし、セクハラ問題は、個々人の問題ではなく、職場環境の悪化を招き、有能な人材の流出を招くというまさに組織の問題です。

(2) パワハラについて

パワハラとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的、肉体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

パワハラについても、セクハラと同じように、何がパワハラに該当するのか明確な判断基準を設けることは難しいですが、判断の指標となるのは、相手の成長を促すために必要な行為であるのか（つまり「指導」といえるのか）、それとも行為者（上司など）のストレス発散等の目的を達成するためだけの不必要な行為であるかという点です。例えば「お前

はクズだ」という発言は、指導にあたって不必要です。こういった過剰な精神的・肉体的攻撃、仕事上での過剰な要求等がパワハラに該当します。

指導者が委縮して、必要な指導まで行うことができないという事態を防ぐため、何がパワハラに該当するかについて、正確に理解することが大切です。

3. 最後に

講演後、複数の質問が出され、管理者の方々の関心の高さ、現場ではいろいろな悩みがあることを感じました。今後もこのような講演活動を積極的に行い、セクハラ・パワハラ問題の減少と、適切な対応ができる組織作りに向けて、努力していきたいと思います。

ご挨拶

12月7日から4月下旬まで出産のためにお休みをいただきました。休業中はいろいろとご迷惑をおかけしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。



書評

今、この本がオススメ

最近こんな本を読みました

『原発ホワイトアウト』

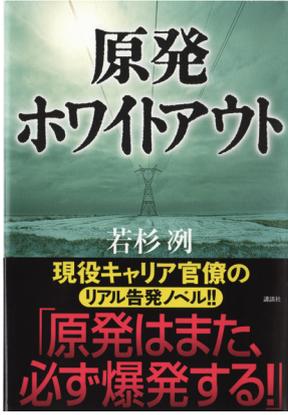
若杉 冽著

(講談社 2013年)

弁護士 山口健一

極寒の雪山に登り、雪に埋もれた送電線を爆破するという書き出しは、読者をどこに引っぱっているのか。

電力会社と官僚、検察、政治家は、この国の原発政策を自由に操るために、何を考え、行動し、共通の利益



の確保のために腐心しているのか。世論という武器は、権力によって、どうコントロールされているのか。

福島第一原発の事故を巡って繰り広げられた官僚の汚職スキャンダルの暴露。そこに関わった官僚と女性ジャーナリスト。国家公務員法違反と教唆による逮捕、勾留、起訴。

原発の再稼働に慎重な知事の追い落とし工作。マスコミ、検察官僚、総理や検事総長までを使って、罠を仕掛け、最後は逮捕、起訴、…そして原発再稼働。

この小説は、官僚が、与野党の政治家を、マスコミを、そして国民をどんな形でコントロールし支配しているのか、そして国民を虫けらのごとく扱う手法が手に取るようにわかります。しかもとんでもない話ではなく、いかにもありそうな話として。

最後は送電線の破壊によって原発に対する電力が遮断。補完するはずの電源車も雪に阻まれ動けず。極寒のために軽油が凍ってディーゼル発電も不可能。…メルトダウン…原発爆発…庶民にできる抵抗は結局テロ活動なのか…

著者は現職の官僚。実名を名乗らず、ペンネームで発表。霞ヶ関では著者は誰だと犯人探しが始まっているとか。新聞の書評で読んで、すぐに購入、一気に読みました。改めてこの国の行く末に国民としてきちんと関与する大切さを痛感しました。



「非正規公務員という問題
—問われる公共サービスのあり方—」

上林 陽治 著

(岩波ブックレット869)

弁護士 東 尚吾

逼迫する財政状況のなか、国や地方自治体では、財政支出削減の一環として、「非正規公務員」を積極的に採用する例が増えていきます。「非正規公務員」は、臨時・非常勤等の公務員のことを指しますが、本書

は、学校教員、婦人相談員、生活保護ケースワーカーなどさまざまな現場で働く「非正規公務員」の方々を紹介し、「非正規公務員」が正規職員並みの業務に従事しながら、不安定な就労におかれ、ワーキングプア状態に陥っている実態を明らかにしています。「非正規公務員」は、今や、地方公務員においては、その3分の1以上に達するとされており、皆さんが普段接する公務員の方に多くの「非正規公務員」が含まれていることとなります。

本来、ワーキングプアの解消に積極的に取り組むべき国や地方自治体は、逆にワーキングプアを生み出している(官製ワーキングプア)という矛盾は、住民の皆さんが享受する公共サービスの質の低下にも繋がる大きな問題です。公共サービスにおいては、最小の経費で最大の効果を生み出すという原則がありますが、その「最小経費」「最大効果」とは、どういう意味なのかを今一度考える必要があります。本書は、あるべき公共サービスの形は何かという大きな問題提起を含むものであり、大変興味深いものです。

2014年は こんな年に



漢字一字に思いを込めて

計

弁護士
東 尚吾

1年の計は元旦にあり。年々1年がより短く感じられます。あつという間に過ぎてしまうであろう、この新たな1年を、昨年以上に実りあるものになりたいと思います。

翔

弁護士
山口 健一

「^{ひばり}弁護士生活38年になります。^{あめ}「雲雀は天に翔る（古事記）」ように、今年も天高く羽ばたきたいと思っています。

壤

弁護士
藤原 智絵

でっかい人間になりたい。高校の文集に書いた「将来の目標」。幅も深さもある人間になれるよう、土壌を耕す1年になりたいです。

柔

弁護士
枝川 直美

新しい家族を迎える2014年。マイペース生活から一転、子どもペースの生活となるため、仕事も私生活も「柔軟性」を持ちたいと思います。

謝

事務局
塚本 美幸

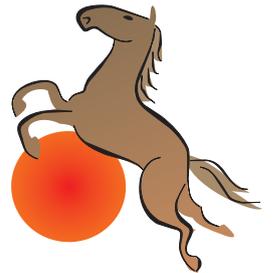
「お母ちゃん」の呼びかけに返事のある今、「おやすみ、また明日」と交わせる今の続くことに感謝。87歳の母との1年を今年も無事に過ごせますように。



嬉

事務局
北野佳名子

嬉しいことがたくさんある一年になるといいなと思います。素直な気持ちを忘れずに、一日を大切に過ごしたいです。



心

事務局
近藤 裕子

ここ数年、いろいろと自分を置き去りにしていた気がします。姿即心。スタートは常に「心」から。ちゃんと自分に責任を持つとうと思っています。

和

事務局
澤田 智子

今年もふたりで仲よく、お互いを思いやる心を忘れずに、和やかな日々が過ごせたらいいなとの願いを込めて。

凜

事務局
小泉ひとみ

20代最後の1年。周囲の方々に見守られ支えられてきた日々から成長して、自立した、強くて柔らかい人になれるよう、実りある1年にしたいです。



編集後記

今号は、弁護士が携わっている事件・興味のあるテーマについて紹介しました。弁護士が日々の業務でなにを考え、どのような思いを持って弁護活動に取り組んでいるか、みなさまに伝わっていれば幸いです。

事務局として私も、弁護士と同じ気持ちでみなさまと関わられたらと思います。2014年もどうぞよろしくお願ひいたします。

● (小泉ひとみ)



業務時間のご案内

月～金曜日 9:00～18:00

ただし、弁護士の予定により、18時以降の業務もあります。

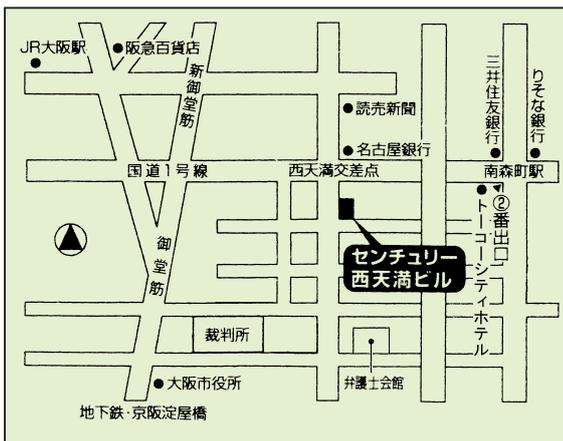
休 日＝土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、留守番電話が皆様からのメッセージをお受けしております。Eメールもご利用ください。

当事務所の仕事始めは

1月8日(水) 午前9時からです。

ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願ひします。



地下鉄南森町駅②番出口を出て、国道1号線沿いに西へ直進4つ目の信号(西天満交差点)を左折す。駅から徒歩約7分。